

チケット販売委託説明書

(1)対象事業

主に市民、団体によって企画されたコンサート、演劇、展覧会、発表会、講演会などの文化事業

(2)委託内容

販売受託が決定したチケットを、パロー文化ホール(多治見市文化会館)、ヤマカまなびパーク(まなびパークたじみ)、笠原交流センターで販売いたします。なお、三の倉市民の里、子ども情報センター、市立公民館(養正・旭ヶ丘・小泉・脇之島・市之倉・南姫)、精華交流センター、根本交流センターで実施する事業については、実施する施設でもチケットをお取り扱いいたします。

(3)申請について

- ・申請は随時受け付けいたします。ただし、最低でも事業実施日の1ヶ月以上前に申請願います。
- ・販売期間は、開催日前日までといたします。
(開催日前日が休館日の場合、その直前の開館日まで販売いたします。)
- ・提出書類・・・チケット販売委託申請書兼領収書
事業に関する書類(企画書、チラシ、パンフレット等)
- ・上記提出書類を、ヤマカまなびパーク(まなびパークたじみ)5階 総務企画課までお持ちください。
- ・チケットの受託、精算は総務企画課が一括して行います。チケットは発売開始1週間前までにお持ちください。
- ・事業終了後1ヶ月を目安にチケットの精算をいたします。

※チケット委託時に事務取扱手数料として1事業につき4,000円(税込)、

精算時に販売手数料としてチケット販売合計額の5%をいただきます。

なお、販売開始後に事業を中止とする場合も同額の事務取扱手数料と販売手数料をいただきます。

(4)審査

次の事項に該当する事業は、チケット販売を受託いたしかねますのでご了承ください。

- ・政治的または宗教的中立性を犯すおそれのあるもの
- ・公序良俗に反する又はそのおそれのあるもの
- ・実施の確実性が疑わしいもの
- ・提出書類に虚偽、不備のあるもの
- ・その他チケット販売を受託することが不相当と認められるもの

(5)留意事項

次の事項に同意の上、申請願います。

- ・事業に関する問い合わせには、主催者(団体)が対応すること
- ・チケット販売を委託する事業については、主催者(団体)が一切の責任をもつこと
チケット販売を委託する事業にかかる不測の事態や事故等については、(公財)多治見市文化振興事業団は一切関知いたしません。
- ・事業を中止する場合の払い戻し等の業務については、主催者(団体)が対応すること
- ・主催者(団体)に関する書類(パンフレット、活動計画書等)を、確認の為に提出していただくことがあります。

(6)チケット販売受託の取消

受託が不相当と認められるに至った場合は、チケット販売の受託を取り消すことがあります。

販売開始後に受託取消となった場合は、事務取扱手数料と販売手数料をいただきます。

(7)その他サービス

- ・チケット販売受託が決定した事業は、パロー文化ホール(多治見市文化会館)、ヤマカまなびパーク(まなびパークたじみ)、三の倉市民の里、子ども情報センター、市立公民館(養正・旭ヶ丘・小泉・脇之島・市之倉・南姫)、笠原交流センター、精華交流センター、根本交流センターにチラシ、ポスターを設置できます。
- ・チケット取扱い情報を、(公財)多治見市文化振興事業団のホームページに掲載いたします。

【問い合わせ先】

(公財)多治見市文化振興事業団
総務企画課 TEL:0572(24)6352